

30経営第1377号

平成30年9月11日

北海道農政部長 殿
(外46都府県主務部長)

農林水産省経営局保険監理官

果樹共済に係る果実の価格の調査について

農業保険法（昭和22年法律第185号）第148条第2項の規定に基づき、果樹共済について農林水産大臣が果実の単位当たり価額を定めることとなっているが、これに必要な基礎資料を得るため、別紙「果実1キログラム当たり平均価格調査要領」により毎年調査の上、御報告願いたい。

果実 1 キログラム当たり平均価格調査要領

1 調査目的

この調査は、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第148条第2項の規定により「果実の単位当たり価額」を定める場合の基礎資料を得るために行うものである。

2 調査方法

都道府県は、都道府県連合会（法第11条第2項の都道府県連合会をいう。以下同じ。）及び組合等（法第11条第1項の組合等をいう。以下同じ。）の協力を得て、次により調査を行い農家手取価格相当額等の算出を行うものとする。

（1）調査単位

調査は、当該都道府県において果樹共済の対象とする果樹について品種ごとに行う。

ただし、都道府県の区域において地域（最小旧市町村の単位。以下単に「地域」という。）によって同一の品種の果実に価格差があると認められる場合には、その地域ごとに行う。

（2）調査内容

都道府県は、（1）の調査単位ごとに、出荷団体等の販売実績等を調査する。

（3）平均価格の算出

都道府県は、（2）で調査した出荷団体の販売実績を基礎として果実の1キログラム当たり価格の最近4か年中中庸2か年の平均価格を算出する。

3 調査結果の取りまとめ

（1）収穫共済の類区分等ごとの平均価格の算出

都道府県は、収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類につきその細区分を定めたときは、その細区分。以下「類区分等」という。）ごとに、当該類区分等に属する果樹の品種ごとの2の（3）で算出した平均価格を地域の当該品種に係る果実の見込収穫量を重みとして算術平均し、地域に係る平均価格を算出する。

（2）告示希望区域ごとの平均価格の算出

都道府県は、同一の類区分等について、その平均価格の高い順に地域を整理し、都道府県連合会又は特定組合等（法第200条に規定する特定組合等をいう。）と協議の上、価格差を勘案して数グループに区分したもの（以下「地域区分」という。）ごと及び類区分等ごとに、2の（3）で算出した平均価格を地域ごとの見込

収穫量を重みとして算術平均して平均価格を算出する。

ただし、都道府県の区域ごとに果実の単位当たり価額の告示を希望する場合には、都道府県の平均価格を算出する。

(3) 調査結果の取りまとめ

都道府県は、(2)により算出した結果を様式「果実の1キログラム当たり平均価格の調査報告書」に取りまとめる。

4 報告

都道府県は、3の(3)により取りまとめた結果を、毎年8月末日までに農林水産省経営局保険監理官に報告する。

様式

果実の1キログラム当たり平均価格の調査報告書

												都道府県名		
共済目的 の種類	類区分	細区分	地域区分 番号	地域名	品種名	果実の1キログラム当たり価格						見込収穫量 ③	見込収穫金額 ④=②×③	備 考
						年	年	年	年	最高・最低を 除く計 ①	平均 ②=①/2			
						円	円	円	円	円	円	t	円	
					計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
					計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
					小 計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
					計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
		群												
					計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
					小 計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
		群			計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
	類		合 計								Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
					計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
					小 計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
		群			計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
	類		合 計								Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
					計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
					小 計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
		群			計						Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
	類		合 計								Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	
		総 合 計									Σ④÷Σ③	Σ③	Σ④	

- (注) 1 類区分、細区分及び品種名は農林水産大臣が定めた区分に基づいて記入する。
- 2 地域区分番号は、当該地域区分の平均価格（②欄）の高い順に記入する。
- 3 地域名は、都道府県の区域を区分して地域を定めた場合には「〇〇市、〇〇町……及び〇〇村の区域」等と記入する。
- 4 見込収穫量（③欄）は、原則としてこの調査に基づき設定される果実の単位当たり価格が適用される果実の見込収穫量を記入することとするが、最近年次の生産実績を記入しても差し支えない。
- 5 果実の1キログラム当たり価格欄は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入する。